

岩手県告示第6号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新した。

令和3年1月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人遠野山里くらしネットワーク
- 2 代表者の氏名 菊池 新一
- 3 主たる事務所の所在地 遠野市遠野町28地割5番地
- 4 認定の有効期間 令和3年2月24日から令和8年2月23日まで